主 文

本件申立を棄却する。

理 由

本件異議申立の趣旨は別紙のとおりである。

しかし、裁判の執行を受ける者の執行に関する異議の申立は、刑訴法五〇二条により言渡をした裁判所にすべきところ、右にいわゆる言渡をした裁判所とは、執行すべき刑の言渡をした裁判所を指称すること明らかである(昭和二六年(す)第三二五号同年九月一三日第一小法廷決定、刑集五巻一〇号一九二六頁参照。)。そして、本件被告事件については、昭和三八年三月一九日盛岡地方裁判所において、懲役三年(未決四〇日通算・訴訟費用負担)の言渡をし、同三九年三月一三日仙台高等裁判所において、控訴棄却(未決二七〇日通算・訴訟費用負担)、同四〇年六月四日当裁判所において、上告棄却(未決二五〇日通算・訴訟費用負担)の各言渡をしたものであるから、本件異議申立は、刑を言渡した盛岡地方裁判所に対してなすべきものである。よつて、当裁判所に対してなした本件異議申立は不適法であるから、裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和四〇年七月二六日

最高裁判所第二小法廷

		健	野	奥	裁判長裁判官
助	之	作	田	Щ	裁判官
介	之	浅	鹿	草	裁判官
彦		芳	戸	城	裁判官
外		和	田	石	裁判官